

令和3年度第1回練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会 会議の記録

- 1 日 時 令和4年3月22日（火） 午後6時30分～午後7時55分
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 参加者 田崎輝夫、関洋一、杉崎和久、饗庭伸、鈴木裕、五味哲夫、吉岡令子
技監（都市整備部長事務取扱）、都市計画課長、防災まちづくり課長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 なし
- 6 議案 議案第18号 重点地区まちづくり計画の原案について
〔桜台東部地区〕

第1回練馬区都市計画審議会 まちづくり・提案担当部会（令和4年3月22日）

○事務局 ただ今から令和3年度第1回練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会を開催いたします。

事務局を務めます都市計画課の城田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員を改選して初めての部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

恐れ入りますが、少し長くなりますので、着座にて進行させていただきます。

まず、本日の会の運営について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されておりますが、会の運営に当たりましては、消毒等の予防対策を十分に行った上で実施してまいります。御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、御発言の際はマスクをつけたままでお願いいたします。幹事も同様にマスクを着用して行ってまいります。

次に、本部会の役割について簡潔に御紹介いたします。

本日、席上に、次第の下に「練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会設置要綱」というものをお配りしておるのですが、次第の下のA4の小書きのもの、こちらの第2条「所掌事項」というところを御覧いただければと思うのですが、第2条の所掌事項で第1号に「練馬区まちづくり条例の規定により部会の権限に属させられた事項」とありまして、第2号には「前号に掲げるもののほか、都市計画およびまちづくりに関する事項について、審議会の議決により調査し、および審議し、回答すること」とあります。本日お集まりいただきましたのは、この第1号の方に該当するもので、区が重点地区まちづくり計画を決定する手続の一環として、本部会の御意見を伺うものでございます。

次に、本日の次第について御案内いたします。

本日初めての部会なので、まず、委員紹介、幹事紹介をいたしまして、次に、部会長、

副部会長の選出となります。その後、案件であります「重点地区まちづくり計画の原案について」御説明をいたします。

委員の皆様からは、本計画の原案についてお気づきの点や、案の作成に当たって配慮が必要と思われる点などについて御意見等を頂ければと思います。

以上が本日の次第でございます。

ここから先は次第に沿って進めてまいります。

まず、部会委員の皆様を御紹介いたします。席上にお配りいたしました委員名簿を参照いただければと思います。

(委員紹介)

なお、金沢景一委員は、本日は御欠席でございます。金沢委員は、本日の案件である桜台東部地区重点地区まちづくり計画の区域内に直接の利害関係のある方で、御出席いただいた場合には御発言を差し控えていただくこととなりますので、御欠席となっております。

次に、本日出席している区の職員を御紹介いたします。

(区職員(幹事)紹介)

○事務局 続きまして、委員の出席状況につきまして御報告いたします。

ただ今の出席委員数は7名です。当部会の定足数は4名ですので、本日の部会は成立しております。

次に、部会長、副部会長の選出です。

部会長、副部会長の選出は、練馬区まちづくり条例施行規則第81条第2項の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。よろしければ事務局としての案をお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 よろしいでしょうか。特に御異議ないようですので、事務局としての案をお示しいたします。

事務局といたしましては、改選前に引き続きまして、部会長は田崎委員に、副部会長は杉崎委員にお願いできればと考えております。以上の事務局案でいかがでしょうか。よろ

しいでしょうか。

特に御異議がないようですので、田崎委員が部会長、杉崎委員が副部会長に選出されました。よろしくお願ひいたします。

それでは、以後の進行は部会長にお願ひいたします。

部会長、よろしくお願ひいたします。

○部会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、皆さんそれぞれお時間もあるでしょう、早速ですが、本日の議案の第18号、重点地区まちづくり計画の原案（桜台東部地区）について、事務局から御説明をお願ひいたします。

なお、御説明は着座のままで結構です。

○防災まちづくり課長 それでは、議案第18号説明資料によりまして、桜台東部地区における重点地区まちづくり計画の原案について御説明いたします。

説明資料①の1ページを御覧ください。

東京都が策定した防災都市づくり推進計画では、桜台二丁目が震災時に延焼被害のおそれのある木造住宅密集地域に抽出されています。また、練馬区都市計画マスタープランでは、桜台地区について、老朽木造住宅が密集していることから、消防活動困難区域を解消するため、生活道路の整備を進めることとしています。

平成30年度に、区が区内の木造住宅密集地域を対象に調査を実施した結果、桜台二丁目が相対的に最も危険度が高い地域でした。このため、防災対策上、早急に整備を図る必要があることから、密集住宅市街地整備促進事業の実施を想定し、練馬区まちづくり条例第40条に基づく重点地区まちづくり計画を策定します。

1番、対象区域です。恐れ入りますが4ページの区域図を御覧ください。

対象地区は、このグレーの着色部分となっています。記載のとおり桜台一丁目から四丁目の区域で、面積は約50.6haとなっております。

1ページにお戻りください。

2、名称です。重点地区まちづくり計画の名称ですが、桜台東部地区重点地区まちづくり計画です。

3、これまでの経過です。令和2年3月に重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定を行い、まちづくりに着手しました。その後、令和2年8月にまちづくり協議会が発足し、以後計8回協議会を開催しました。令和3年9月には、重点地区まちづくり計画たたき台について、地区全域へのアンケートを実施し、10月にはまちづくり協議会から区へまちづくり構想（提言書）が提出されました。11月に区が重点地区まちづくり計画の素案を作成し、本年2月には、素案説明会を開催しました。

それでは、別添の説明資料2、こちらのA3版のピンク色の資料になります。こちらを使って原案の内容について順番に御説明してまいります。

1、地区の現況と課題です。

建物の状況として、比較的火に弱い木造・防火造の建物が多く、一部密集しており、火災による延焼拡大のおそれが高いです。また、昭和56年6月以前に建てられた旧耐震基準の建物が広く分布し、大地震で建物が倒壊し、道路が閉塞するおそれがあります。

次に、図面中央にグレーに着色している部分が、消防活動困難区域です。図の水色で着色されている幅員6m以上の道路から140m以上離れた区域で、地区中央に大きく広がっていることが分かります。地区の南西には桜台駅があります。駅前には老朽化が進んだ建物が点在しており、人々が集える空間もなく、少しにぎわいに欠ける印象です。

地区の1人当たりの公園面積は0.19㎡/人で、練馬区全体の2.88㎡/人を大きく下回っています。

次に、2、地区の将来像です。

まちの目標として、災害に強い、安全・安心なまち、誰もが集える生活しやすい便利なまち、みどり豊かな居心地のよいまちの三つを掲げています。

土地利用方針は五つのゾーンに分けました。既存の用途地域を参考に、右のまちづくり計画図のようにゾーン分けをしています。地区の中央部には、東西方向に都市計画道路補

助172号線が計画されています。ただし、図の下に記載していますが、補助172号線は整備時期が未定であることから、今回ゾーン分けは行わず、今後、整備が具体化した際に再度ゾーニングを検討することとしています。

図に青い矢印で示しているのが、防災上必要な道路整備の位置のイメージとなります。消防活動困難区域の解消を目指し、既存の道路を6mに拡幅することを考えています。

3、まちづくりの方向性です。

防災の方針として、防災上必要な道路の整備、不燃化建て替えや耐震化、共同化など、老朽化した木造住宅の改善、危険なブロック塀等の撤去促進と防災設備の効果的な活用、地域全体の防災意識の向上を掲げています。

住環境に関する方針として、静かで豊かな住環境の保全、安全に安心して歩ける歩行者空間の整備、桜台らしい駅前空間の創出、交通安全や防犯対策など日常の安全・安心への取組を掲げています。

公園・みどりの方針として、震災時に役立つ憩いの場となる公園の整備、みどりの保全と創出を掲げています。

4、まちづくりの進め方です。

ここで、説明資料①の11ページを御覧ください。

原案の本編に記載しているまちづくりの進め方です。上の方に記載しておりますが、桜台東部地区重点地区まちづくり計画は、この地区の将来像やまちづくりの方向性を示すものです。具体的にまちづくりを実施していく際には、基本とする手法を密集事業とし、地区計画等のまちづくり手法も活用し、それぞれの目標に応じた様々なまちづくりの手法を複合的に活用しながら取り組めます。事業を進めるに当たっては、様々な機会を設け、地域の皆様の意見を伺いながらまちづくりを進めます。

続いて、次ページをお願いいたします。

これまでの経緯と今後の予定についてのページです。

令和2年度から4年度にかけて、まちづくりの方針等の検討を行っており、今回の原案

を基に重点地区まちづくり計画の決定を目指します。また、並行してまちづくりの実施に向けた検討を行っていきます。緑色で着色した部分を御覧ください。

地区計画や新たな防火規制などのまちづくりのルールづくり、密集事業を活用した道路整備、公園整備、建築物の共同化、桜台らしい駅前空間の整備、安全・安心に関する取組など検討を進めていきます。

それでは、資料の2ページにお戻りください。

4、今後の予定です。

本日のまちづくり・提案担当部会の後、5月には都市計画審議会に案の報告を行い、6月には案の公表・縦覧、意見書・公述の申出受付と案の説明会を予定しています。8月には、都市計画審議会への意見聴取を行い、9月の計画決定を目指します。

5、議案です。

3ページが原案の理由書、4ページが区域図、5ページから12ページが原案の本編となります。

6、添付資料です。

13ページが重点地区まちづくり計画の手続の流れ、14ページが現地の航空写真、15ページが現況写真となっています。

別添としまして、原案の概要書、先ほど使用したA3サイズの概要書と、あとはまちづくり協議会から提出していただいた桜台東部地区まちづくり構想（提言書）をつけております。

また、参考資料として、桜台東部地区の基本データを机上に配布していますので参考にしてください。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。

事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様から御質問、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

○委員 余り専門的な言葉なのかどうかよく分かりませんが、先ほど御説明の中の11ページのまちづくりの進め方の中に、基本とする手法を密集事業とするという表現があったと思うんですが、すみません、私不勉強なので、どうもこの密集事業というのがどういう意味なのかよく分かりませんので。

○防災まちづくり課長 密集事業と申しますのは、正式名称が密集住宅市街地整備促進事業という事業でございます、裏面の12ページにその概要について触れています。12ページの緑色でハッチになっている部分の道路整備・公園整備・建築物の共同化と3点書いてあるところですが、これらを、密集住宅市街地整備促進事業を活用して行っていきたいと考えています。こちらは、国からの補助を頂きながら事業を進めていけるような事業スキームになっておりまして、例えば道路を整備する際の用地費ですとか、そういったものが国からの補助を頂きながら進められるといった事業として、現在も貫井・富士見台地区という地区でまちづくりを進めています。そちらでも密集住宅市街地整備促進事業を使っておりますし、これまでも江古田地区とか北町地区で同様の事業を使って防災まちづくりを進めてきております。

○部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見をお願いいたします。

○委員 私も当該地区に関しましてはいろいろ不案内な部分が多いので教えていただきたいんですが、防災の方針の筆頭に防災上必要な道路の整備と書かれていまして、一方先ほどの御説明では、補助172号線の整備が未定だというようなことがございました。この生活道路の整備というのは、こういった問題を解消するに当たっての重要なポイントになろうかと思うんですが、この補助172号線の整備が未定という理由と、今後の見通しについて分かる範囲で教えていただければと思います。

○防災まちづくり課長 区内の都市計画道路については、様々まだ未整備な道路が残っているのですが、東京都と練馬区を含む23区、それから市町も含めた計画として、第4次事業化計画という都市計画道路の事業化の順番を考えるような計画がございます。その中

で、東京都全体の中でどういう順番で都市計画道路を作っていくべきかといったことも考えていくのですが、今回の当該補助172号線は、この第4次事業化計画の中の優先整備路線というものに入っていない状況です。その理由としましては、本地区の東部分、西部分両方について、前後区間が未整備という状況になっておりまして、そのため優先整備路線に入っていないという状況になります。

第4次事業化計画というのが平成28年に策定されて、平成37年ですから令和7年までにその事業に着手するという計画なのですが、そちらに入っていないということで、着手の時期が未定だということでございます。

今回の計画は、その補助172号線の整備を待たずに防災性の向上を上げるということが肝要だと思っていますので、補助172号線は必要なのでいつかはできると考えているのですけれども、それを待たずに防災性の向上を図っていくということで考えているものです。

○部会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問は。

○委員 2点ほどありまして、一つは、駅の北側の商店街の辺りのエリアに入っていますけれども、今回の主たるは北側の住宅地だという認識はしておりますが、北側の商店街のところも多分そのままというのはこれからどうするかといういろいろ議論が商店街の方も入っているのであったのかと思うんですが、その辺が言葉としては入っているけれどもどういう課題認識があって、どういうふうに議論があったのかということをお聞きしたいのと、もう一つは、ここ10年ぐらいは分からないですけれども、以前は防災の町内会とかそういうソフトな活動が活発だったという印象があるんですけれども、つまりハードの計画、ハードが中心とはいえ、そういう町内会の取組が今でもレスキュー隊とか入られて活発であるとする、やっぱりそういうたしか饗庭先生も入られた広域訓練も昔やったり、つまり活発な活動があるという前提の話も触れてもいいのか、今は余り活発ではないのか、そのあたりの話を2点お聞きしたいのですが。

○防災まちづくり課長 2点目ですが、商店街にどういう課題とかがあると考えているの

かというところですが、恐れ入りますが資料の①の7ページを御覧ください。住環境という項目の3ポチ目が桜台駅前について触れております。人々が集える空間がなく、老朽化が進んだ建物が点在しているなど少しにぎわいに欠ける印象ですというのが内容です。この右側に写真がありますが、この場所が広場なのですが、余り活用しにくいような形になっておりまして、商店街の皆様とかも、あそこについてもうちよっとどうにかならないのかみたいな感じに思っている。あと、線路沿いに古い建物が結構集まっています、その部分を含めてせっかくの桜台駅の駅前北口側なので、もうちよっとうまく活用できないだろうかというような御意見が、これはまちづくり協議会などでも多く意見を頂いております。

これに対しまして今後ということですと、12ページの方を見ていただきたいのですが、先ほどの緑のハッチの部分の3項目で、桜台らしい駅前空間の整備ということで記載しております。商店会や土地所有者等の意見を伺い、桜台らしい駅前空間について検討し、整備を進めますということで考えています。

あと、駅前のにぎわいのどのようなにぎわいが欲しいのかという話について、まちづくり協議会でもいろいろ議論がありまして、こちらについては区域全体に取ったアンケートの中で、具体的にどのようなにぎわいが皆さんふさわしいと思いますかというような質問をしました。一番多かったのが、地域住民が買物や交流を楽しむ日常的生活のにぎわいというのが一番、51.4%ということで多い意見でした。その他聞いた内容が、朝市やマルシェなどのイベントを行う定期的なにぎわいで、こちらは16%、現状維持とし、今以上のにぎわいは必要ないというのが14.4%、それから地域外から人が訪れるような活気のある商店街のにぎわいといったものが10.8%ということで、地域住民が買物や交流を楽しむ日常的生活のにぎわいというのが一番ふさわしいと考えている方が多いのではないかとということで、今回の計画もそのように記載しているものです。

2点目の町内会などの防災の活動はどうなんだということですが、こちらに関しては、危機管理室という部署が練馬区の中にもあるのですが、そこが中心となって

ソフト的な対策、発災したときにどのように動くのかですとか、そういったものを管轄しています。防災会というものが実際にありまして、その防災会の方にも今回まちづくり協議会のメンバーに入らせていただいております。添付してある参考資料の桜台東部地区まちづくり構想（提言書）の最後のページ、6ページ目を見ていただきますと、下の方にまちづくり協議会の構成ということで、それぞれどういった方に入らせていただいたかということを書いてあります。この中で、上の方は町会の方々、それから商店会とか、それからその下、防災会と書いている方々、A、Bブロックとかも防災会の一部なので4団体の方から推薦いただいた方が入っています。それから小学校の避難拠点運営連絡会も開進第三小学校と開進第三中学校のそれぞれの方に推薦で入らせていただいているというような形で、桜台地区も活発に活動はしていただいています、そういった方々も協議会に入ってもらっているところです。

その中で、今回の原案の中でどのように記載できるのかということなのですが、資料の10ページの方、まちづくりの方向性のページですが、この中で防災に関する方針の四つ目のところで地域全体の防災意識の向上という項目を入れています。こちらで防災まちづくりに関する学習や地域の自主防災組織と連携した活動を行うなど、災害リスクの共有と各種体験を通じて地域全体の防災意識の醸成を図るということで、この自主防災組織などは、先ほどから御説明しています防災会ですとか避難拠点運営連絡会を想定していますので、そのような皆様とソフト面の対応をしていきたいと考えているところです。

○委員 前者はどちらかという交通広場という意味ではなく、今北にあるあそこの空間を少し再整備というか、もうちょっとうまく使えないかというのが論点になっていると、後者は、どちらかというソフトの活動が活発だということも現状で触れてもいいんじゃないかなと、ちょっとそこはある程度感じます。

以上です。

○部会長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質問をお願いいたします。

○委員 この防災計画の方ですけれども、このように木造住宅が密集しているところには、必ず空き家問題というのがあると思うんですけれども、空き家があることによって耐火促進がなかなか難しいだとか、そういうことが起こると思うんですが、この地域の空き家問題は出ているのか、それともまだまだ露見はしていないけれども、将来空き家が増える可能性があるのか、そのときには計画はどうなっていくのかというのを伺いたいのと、今までほかの地域でも行っていることだと思いますけれども、そういったときに空き家問題は対応できていたのか、また、練馬区ではそういった防災・防犯に関して空き家対策についてどうお考えになっているのかをお願いします。

○防災まちづくり課長 空き家に関しましては、今回の桜台東部地区の中ですと、管理ができていないような管理不全の状態まで陥っているような空き家は余り多くないというふうに認識しております。とは言いましても、空き家があるよねというような御意見は、時折、地域の協議会ですとかの方から頂いているところです。

そういった事から、今回の桜台東部地区に関しましては、今のところ空き家について余り最重要な課題というような形では捉えていない状況になっています。

ほかの地区ですと、今、区独自に指定した防災まちづくり推進地区というものがありまして、区内の田柄地区、富士見台駅南側の地区、それから下石神井地区の3地区で独自の取組をしているのですが、その中にやはり空き家問題をどうにか対応してほしいというようなお声を頂いている区域がございまして、そこに関しては今、どういった対応をしているのか検討を進めているところです。

○委員 今出ていなくても、将来出る可能性もあるので、そこを触れざるを得ないと思うんです。ですからそこは共通の課題として地域の方に持っていただくのがいいのではないかなと思います。

○部会長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質問をお願いいたします。

○委員 基本的なところから幾つか質問させていただきたいんですけれども、まず、何で

このエリアだけなのかというあたりは、恐らく周辺の方から問われるんじゃないかなというふうに思っていて、ちょっと土地勘がないので教えていただきたいんですけども、同じレベルで防災性能が危ないまちがここはずっと広がっていますか。桜台五丁目、六丁目、あるいは羽沢二丁目とかそういう辺り。現状はどうなのか、いわゆる木造住宅の密集エリアでは、木賃ベルトエリアではないというふうな認識をしているんですけども、その次のランクで恐らく危ないところということがあって、どれぐらい同じようなエリアが連坦しているかというのをお分かりですか。

○防災まちづくり課長 東京都の防災都市づくり推進計画の中で示されている資料ですと、桜台二丁目というのは今回の区域の北側の部分が桜台二丁目、そこが木造住宅密集地域です。あとありますのは、この地図でいいますと南西側の桜台四丁目も木造住宅の密集地域ということになります。

○委員 なるほど。じゃあ今回のエリアを押さえてしまえば、地震が起きて建物が倒壊して火が出たとしても、一、二丁目は内部は結構焼けてしまうというまでにはいかない、周りからも、今度のは、やってくる確率が低いという、そんな理解でよろしいですか。

○防災まちづくり課長 この区域図を見ていただきますと、南側に千川通りという18mクラスの都市計画道路がありまして、あと東側に環七通りが通っている。あと桜台通りという、これは8mの道路になるのですけれども、北側に向かってあるのと、あと正久保通りという、これは9mの幅員なのですけれども、走っています。そういうふうな道路に囲まれているエリアになりますので、今回の対象としましては、桜台通りと正久保通りの真ん中の部分のまずは防災性の向上を図ることが最重要課題かなと考えています。そういう位置付けです。

○委員 方向性はもう決まっていると思うので、まず、密集事業でお金を投入するエリアを狭く絞っちゃうか、もうちょっと危なさそうなところに手を広げていくかというのは何か選択かなというふうに思っておりまして、ぱっと見、二丁目と四丁目と五丁目のこっちの方も何となく密集している感じもしなくもないので、それぐらいにうまく建て替えの補

助とかを出していった方が、もしかしたらゴールは近いかな、耐震性能が向上するのが早いかなというふうにちょっと思ったりもしました。

地区を決めるときに、結局古きよき町内会の区域に行政がこだわり過ぎていることって結構あって、その区域と防災上の危険性の分布というのが微妙にずれていることがあるんです。防災のことだけを考えるのであれば、やっぱり危険なところに投資するという方が大事だというふうに思って、ちょっと区域の絞り方と防災の危なさみたいなのところのずれが気になっていて、広めに密集事業、対象というのを広げられるんじゃないかなというふうに思って、可能だったら検討していただいてもいいかなというふうに思ったというのが1点です。

あとすみません、2点目の道路の話なんですけれども、まずは補助172号がしばらくやらないと。北側に1本入っている放射36号、これはどういう状況なんですか。

○防災まちづくり課長 放射36号線は、現在事業中になっておりまして、それと同時に、区としても路線沿いのまちづくりをするという地区です。

○委員 分かりました。じゃあそっち側は延焼遮断帯的なものができる感じですか。沿道形で用途地域変えるとか。

○技監 放射36号線については、今後用途地域をどう変えるかについては、地域の方とお話をするんですけれども、延焼遮断帯という意味でいうと、道路自体は幅員が40mあるので、それだけでも延焼遮断帯の効果があって、それに加えて沿道の不燃化とかを進めればさらに効果が増すけれども、それができなくても道路だけで延焼遮断帯効果というのがあるというふうに思っています。

○委員 分かりました。

それで、道路って二つの意味があって、一つは避難の話と、一つは延焼を防ぐという二つの意味が今回の場合はあるというふうに思うんですけれども、恐らく逃げるときは、放射36号ができたなら、放射36号までこの地区の人たちが逃げ切る、あるいは環七か放射36号どっちかに逃げ切ったらセーフということだと思うんです。逃げるときというのは。火

を消す人は残るかもしれないけれども、車椅子のおじいちゃんとかおばあちゃんとか子どもたちが、放射36と環七にいかにか早く到達できるかというところが恐らく大事で、今回の土地利用方針の中でできる点線の道路ができることによって、どれぐらい皆さんの平均到達時間が短くなるかというのは、何かエビデンスとかございますか。避難時間がどれぐらい短くなるかということなんですけれども。

○防災まちづくり課長 その点に注目した検証はしていない状況です。

○委員 分かりました。

○技監 今、委員からお話しあったとおり、逃げるという視点も大事なんですけれども、今回整備を考えているというのは、どちらかという逃げるという視点よりも、消火活動なりそういった活動を速やかにできるようにしようということで、通常言われているのが、消火活動をするには幅員6mの道路が必要だというふうに言われていますので、この地区内には、現況図で見ていただくと分かるとおり、区域の中には幅員6mの道路というのが全くないような状況なんです。そういう意味でいうと、骨格になるような幅員6mというとなんかそんなに大きな道路じゃないんですけれども、幅員6mぐらいの道路を整備をして、少なくとも消防活動とかが速やかにできるようにしていきたいというのが大きな願望かなと思います。

○委員 分かりました。

あと、不燃領域率というのはどれぐらいなんですか、このまち。

○防災まちづくり課長 現在、この地区の不燃領域率は、約51%となっております。

○委員 めちゃくちゃ低いわけじゃないですよ、51だと。

○防災まちづくり課長 そうですね、桜台一丁目の桜台駅の周辺のところは、用途地域も結構高くて堅い建物が建っていますので、全体で合わせますとそこまで低い数字になっていないといったところです。耐火性の高いものとかが建っていますので、そういった意味で51%。

○委員 70%ぐらいに行くといいんですよね、たしか。

○防災まちづくり課長 そのとおりです。

○委員 70%にしようということですか。その辺の目標が明記されていないなと思ったんですけども。

○防災まちづくり課長 明記はしていないのですが、目標としては、東京都の防災都市づくり推進計画でも70%ぐらいを目指すのが望ましいとなっていますので、うちの地区もそのようなものを考えていきたいと思っています。その中でやはり新たな防火規制という指定をかけて、準耐火建築物以上の建物にしていくという規制がかかれば、結構、不燃領域率が上がっていくと考えています。その点は12ページの、まちづくりの実施に向けた検討という中のまちづくりのルールづくりという一番上の項目に、新たな防火規制などのルールを導入することを今回入れています。

○技監 今お話しあったとおり、不燃領域率をどのくらいにするかという目標は今後設定していかなくちゃいけないと思っているんですけども、今回お示ししているのは、重点まちづくり計画ということで大きな方針の話で、この後実際に密集事業に進めていくとなると、密集事業のための整備計画というのを改めて作ることとなりますので、そのときに、今の50%台の不燃領域率をどのくらいまで持っていくかという一つの目標は立てなくちゃいけないかなというふうに思っています。ただ、実際上の話として不燃領域率を70というのは相当厳しい話でして、今まで私どもがやってきた江古田地区だとか北町地区において密集事業をやってきて、一旦ここで終了しているんですけども、終わってもまだ70には到達はしていません。なかなかちょっと厳しいなというふうに。ただ、江古田地区では、不燃領域率という面で見ると70には行っていないですけども、地域の人から見ると、やる前に比べたら格段にやっぱり防災性が上がったというのは目に見えて分かります、非常に狭隘道路しかなかったところに骨格の道路ができましたので、そういう意味で言うと喜ばれているかなと、そんな状況です。

○委員 分かりました。7割に行かないことが分かっているのであれば、練馬区目標みたいな、江古田レベルまで行こうみたいな、64を目指すとか、そういう数字を持った方が

いいと思うんです。7割が非現実的だということであれば、練馬区は65を目指しますとか60を目指します。なぜならば江古田はそうだったからというような、何かそういう区のオリジナルのPRみたいなものを作られた方が、多分問い詰められたときにそういう話でうまく説明もできるんじゃないかなと思いましたので、今のお話を聞いて。

もし7割を本当に信じるんだったら、要は江古田のやり方をやっていちゃ駄目ということですね。密集事業じゃあ役に立たんというか、最後まで行かないということなので、それは道路を作るなり公園を作るなり何かいろんなことをしなきゃいけないということだと思うんで、そこは若干気にはなっていたところということでございます。

○技監 貴重な御意見ありがとうございます。7割にするというのは、相当強力で道路を作っちゃうとか、公園を強力で買収するとかいうことをやらないとなかなか7割には正直言って行かないというふうに思っていますので、そこまで強力でやるという事業ではないので、一定の合意を取りながらやっていくとなると、なかなか難しいというふうに思います。今委員の方からお話があったとおり、かといってじゃあ目標なしでいいのかという話になりますので、一定の目標は、設定し、現実的な目標を考えていきたいと思っておりますけれども、一方で国庫補助を受けるための表向きの目標と実際の目標は、これはうまく使い分けながら行きたいなと思います。

○委員 それとあと最後になりますけれども、この道路の防災上必要な道路整備の位置（イメージ）というところが、恐らく地元で一番もめるところじゃないかなというふうに推察をいたしまして、俺の家の前が土地取られるんじゃないかみたいところで、話を思っただけの方やいらっしやる方がいらっしやるんじゃないかと思うんですけれども、うっすら現道があるところに聞いたのと現道がないところだけ見ているのがあるなというふうに思っただけなんですけれども、要は私たちのこの部会でこれをよしという決定をしてしまう、都市計画審議会へ通してしまうと、地域が分断されると申し訳ないなというふうに思っているんですけれども、そのあたりの道路についての合意形成の状況というのはいかがでしょうか。

○防災まちづくり課長 既存道路の拡幅を行って6 mの道路を作るというのが今回の考えている道路整備なのですが、実はこのイメージのもう一歩先というところで、候補と考えている、区が考えている路線ですね、そこについては、並行して個別訪問に入っております。それぞれ路線の沿道の方にピンポンして御説明に入っているのですが、やはりびっくりされている方も多くいらっちゃって、今回の2月に行った素案説明会でも、やはり沿道の方々がたくさんいらっちゃって御意見を頂いている状況です。

そういった方々からのいろんな意見を頂いた中で、道路整備だけで防災性を向上させようとしているのですかみたいな御意見ですとか、進め方がちょっと分からないのですけれどもといった御意見も多く頂きましたので、そこに関して御説明を加えるために、今回の原案の方では、12ページのまちづくりの実施に向けた検討というページの記載を追加しております。その中で、道路の部分、道路整備・公園整備・建築物の共同化という部分が出てくるのですけれども、この中で、防災上必要な道路の整備は、既存道路の拡幅を基本として行いますと、整備をする路線、整備の優先順位および整備の手法など具体的な内容については地域の皆様の意見を伺いながら検討を進めてまいりますというところで記載して、一定程度の御説明を加えながら、皆様からの合意をいただいきたいと考えているところです。

○部会長 委員、よろしいですか。

私から1点伺います。先週の都市計画審議会で、この地区は防災街区の新しい指定地域になっていましたね。それとの関連というのはどうなんですか。

○防災まちづくり課長 今回検討します桜台東部地区ですとか、あと先ほどちょっと出てきました防災まちづくり推進地区、区独自に取り組んでいる3地区については、今回の防災街区整備方針の方で、それを対象地域として位置付けていく形で今は進めています。

○部会長 いわゆる密集法の中で増やした地域にも入っていますね。そことの関連性というのは何かあるんですか。

○都市計画課長 都市計画課長です。

防災街区整備方針に関しましては、今回、防災に力を入れている地区ということで、密集事業の地区と区独自の施策でやっている防災まちづくり推進地区、二つ挙げたということで、来年度中に東京都で都市計画決定する予定なのでございますが、これは練馬区だけではなくて、そういった新たに位置付ける地区を加えましょうという特別区全体のルールでやっているところでございます。

今、説明資料の①の13ページをお開きいただければと思うんですが、まちづくり条例で重点地区まちづくり計画を作るときのフロー図を記載しているんですが、今やっているのは、上から四つ目、都市計画審議会部会の意見聴取のところなんです、13ページの右側の表に、計画を定めることができる地区の中に、②防災街区整備方針で指定されている地区を計画で定めることができるとございますので、東京都の防災系の都市計画と、今回の重点地区まちづくり計画の地区は整合させる必要があるというふうに考えておりますので、そういった意味からも今回都市計画変更ということでございます。

○部会長 あともう一点伺いたいのは、道路で防火遮断帯を作るとなると、道路にある程度幅がなくては効果がない。しかし今回考えている道路というのは、防火遮断帯となる道路よりは狭い。そうすると今回の計画で考えている道路は、技監が言われたように、外側に大きな防火遮断帯を作るためというよりも、地域自体の中で防災性に強い地域に体質を変えていくためのものというような色合いの方が強いという理解でいいですか。地域の外から火をもらう、あるいは外に火を出すのを止めるということよりも、道路を整備することで防災に強い地域にみんなで力を合わせて変えていきたいと思いますということですか。そうであれば、道路の位置付けというのを、今、消防も救急もなかなか入りにくい道路になっていて、それを今回の計画の中で災害に強い地域にしていくために、こんな形のものにしたいという言い方を少し丁寧に話してもらった方がいいかなと思いますけどどうですか。

○防災まちづくり課長 部会長のおっしゃるとおりでして、桜台通りと正久保通り、それと千川通りに囲まれたエリアの中で、その中の区域のための道路として、既存道路の拡幅をして6mの道路を作っていきたいというところでございます。

やはり6mの道路の眼目としましては、消防活動困難区域の解消ということで、消防車が入って行って、さらにそこで一定程度自由に活動ができるという幅員をまず確保しているということと、阪神淡路大震災のときの事例で、やはり6m以上あった幅員の道路であれば、例えば周りの建物が倒壊してブロック塀が倒れたりするような場合であっても、何とか車が通れるというようなことが、6m以上あれば大分実現できる、そういう事例がありましたので、そこから6mの道路というのは欲しいのかなと考えているところです。中のエリアのために必要な道路を作っていくというふうに考えております。

○部会長 分かりました。

委員の方、御質問、御意見お願いいたします。

○技監 今のお話をもうちょっと私の方で補足させていただくと、今、部会長おっしゃったとおり、広域的に見ると延焼遮断ということであると、広域的にはここで言うところの先ほどあった放射36号線だとか、環七だとか、南側の千川通りというのが、ここにある延焼遮断帯として整備をしていくべきというふうにされています。その一方で、この地区内の桜台通りと正久保通りは、広域的に延焼遮断帯というふうに指定をされているわけではないんですけれども、既に沿道防火地域の地域指定をされていて、これは結構前からやっているのです。そこそこ不燃化が進んでいるんです。そういう意味でいうと、小規模な意味での延焼遮断帯というのはここで構成をされるだろうというふうに思っているのです。その内側について、これは延焼遮断帯ということではなくて、避難をしたり、あるいは消火活動なり緊急車両が入りやすい道路を中に整えるというのが今回の大きな話かなというふうに思います。

○部会長 そうすると、桜台通りと正久保通りは、今でも近商と商業地域で、耐火建築物か準耐火が多いから、火の燃え移る確率は低いだろうと。

○技監 そこそこの延焼遮断効果はあるだろうというふうに思います。

○部会長 よろしいですか。

○技監 もう少し加えて、委員の先ほどの話で不燃領域率の話がありましたけれども、今

手元の資料でいうと、全体では51%と言いましたけれども、どちらかというところと老朽家屋等が多い桜台二丁目だけで見ると41%ぐらいになるので、北側の部分については不燃領域率も非常に低くなっている。東京都方式で算定をしている。ちょっと方式が違うんですけども、国の方式で算定をすると、桜台二丁目は30%ぐらいになる。そんな不燃領域率です。算定の仕方が国と東京都で違うので。

ついでにこの図を御覧いただくと、もうちょっと小さい区域で出しているんですけども、赤い部分が不燃領域率の低いところなんです。だからそういうことでいうと、やっぱり真ん中ぐらいのところ非常に不燃領域率が低くなっている、そんなイメージがまさに消防活動困難区域に当たっているようなところが、不燃領域率が低い、そんな感じになっています。

○部会長 分かりました。

御意見、御質問お願いいたします。

○委員 私は、先ほどから意見が出ていたんですけども、そもそもこの区域をどういうふうにしたのかなというところが疑問で、実はうちの方もこのもう少し北側に場外センターなんかがありますから、私もこの辺よく知っていますけれども、相当この辺の奥まで密集がまだまだしているというような、北側の方も、そんなふうに思っていたんで、今いろいろお話を聞く中では、ある程度理解はしました。

今回のまちの目標の中に、緑豊かな居心地のよいまちと一応うたってはあるものの、そうすると、緑地をやはり多くしていく、そんなイメージなんですか。道路拡幅は大体6mでやっていく、そこに沿道緑化を入れていくんだ、そんなイメージで緑地を、この辺というのは農地も少ししかないんで、あとは区としても公園だとか沿道緑化で緑地を増やしていく、そんなイメージなんですか。計画として。

○防災まちづくり課長 公園というのは、オープンスペースにもなるというところで、防災のことを考えますととても必要な空間だと考えていますので、先ほど御説明した密集住宅市街地整備促進事業という事業を活用しますと、公園の用地取得などもできるようにな

りますので、そういった手法を使いながら、例えば駐車場があったところをちょっと売りたいよみたいなお話とかをいただいたら、そこを区の方で買収して、公園を作っていくことはできないかですとか、そういったところも考えながらオープンスペースの確保はしていきたいと考えております。

沿道緑化みたいなことで申しますと、こちらはそれぞれのお宅の方に御協力いただければやっていくという形で、生け垣化の助成ですとか、そういうのも区はやっていきますので、そういうのも活用してもらいながら、沿道緑化をしてもらう。あとは地区計画などでその沿道の形について、地区の皆さんと話し合ったうえでこういう方向にしていきたいと思いますというやり方もありますので、そこら辺を活用しながら緑化はしていきたいなと考えているところです。

○委員 そうすると、例えばある程度お土地の大きいお宅の建て替えのときなんかは、まちづくり条例に沿いながら、じゃあここは沿道緑化にしてください、そういった指導をしていく、そういうところもある。

○防災まちづくり課長 結構大きな規模のものであれば、緑化の率を定めるというのは非常によくある。そういうようにやってもらうというのはあるのですが、また地区計画というものをもし作ったときに、沿道を生け垣化ぜひしてほしいということであれば、そういう指定もできることはできます。生け垣というのは維持管理の問題とかがありますので、地区で話し合うときになかなかそうしましょうということにならないのですが、そういったことも一つの手法として今後検討していきたいなと思っていますところです。

○委員 最初に今回のこういった大きな計画というのは、どのぐらいのスパンを考えているのでしょうか。

○防災まちづくり課長 密集住宅市街地整備促進事業を区内でこれまで練馬地区と江古田地区と北町地区という3地区でやっているのですが、おおよそ20年以上、江古田地区については27年間かけて密集事業を実施しています。なので、当該地区に関しましても、今回作っていく重点地区まちづくり計画を基にして、20年程度のスパンではまちづくり

を行っていくのかなと考えているところです。

○部会長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質問お願いいたします。

○委員 今回のまちづくり計画の方向性については、あらかじめ理解させていただいたつもりなんですけれども、大きな問題としては、木密解消のための道路の実効的な整備だとか、防災性を有した公園の整備とか建物の不燃化ということになるんでしょうけれども、ちょっと小さな問題といったら適切な表現じゃないんですけれども、この防災の方針の中の危険なブロック塀等の撤去促進とうたわれていますけれども、実際大阪の地震等で死亡者も出ている事例もございますので、区全体としてこの取組をされているのは承知していますが、この地区が指定された地区において、ブロック塀等の撤去はどのくらい進んでいるかというところがおつかみになっていれば教えていただきたいと思います。

○防災まちづくり課長 大阪北部地震の後、区内全域について、対象のブロック塀はどれぐらいの数があるのかというのを区の方で調べているのですが、その中で今回の桜台東部地区の中でどれぐらいの数があるのかということではありますと、18か所ほど存在しているというふうに認識しています。それをどうやって減らしていくかということではありますと、先ほどの防災まちづくり推進地区という地区もやっているのですが、主要な避難路のようなものを指定して、補助金をちょっと多く出すような取組をしながらブロック塀撤去促進を進めている地区でありまして、今回の桜台東部地区に関しましても同様なことを考えています。今後、そのような助成金の拡充をしていけるような手続を取りまして、ブロック塀の撤去を促進していきたいというふうに思っています。

○技監 本当に危ないという物はクラックが入っているだとか、ブロック塀がむくれているとか、そういう物ですから本当に危ない物です。これは地震がなくても倒れるんじゃないかぐらいの物が十何件、基本的には健全と言われているブロック塀だとしても、なかなか建築基準法とかに適したブロック塀って都内ではほとんどないです。一番何がなにかというと、控え壁といってブロック塀に控えの壁を作らなくちゃいけないんですけれども、そ

んなのは敷地が狭くてほとんど作っていないので、ほとんどが法律的にいうと違法なブロック塀が非常に多いので、練馬区とすれば健全なものブロック塀も含めて、できるだけブロック塀は撤去していきたいというふうに思っています。ただ、先ほどのお話じゃないですけども、順番があって一気ににはできないので、課長からも話をしましたけれども、この地区内での避難路、その避難路は何かというと、この地区の人々が外に行くときに通常どの道から行きますかということをお聞きして、それで皆さんが比較的この地区から外に出ていくときにどの道を使う人が多いかというところをこの地区内の避難路という形で指定をして、その沿道のブロック塀については集中的に個別訪問なりをして助成を使って撤去してもらい、そんな作業をやっていきたいと思っていますし、ほかでやっている3地区ではその作業を既にやっていて、避難路を指定してそのところを集中的に今当たっていると、そんなこともやっていききたいなというふうに思っているところです。

○部会長 よろしいですか。

御質問、御意見お願いいたします。

○委員 また細かいことを聞いちゃいますが、これ消防署には見てもらっている計画ですか、道路の計画。

○防災まちづくり課長 消防署の方には、相談には行っていますけれども、具体的に区が考えた道路の候補については、まだ見てもらっているまでの状態にはなっていないと思います。

○委員 うち、よく消防署から学生が来るので話を聞くんですけども、かなり奥まで入っていきそうなんです。6 mじゃなくても運転のテクニックで結構行けるというのがあって、実際にだから見せると、ここは消せますねとかというのがかなりの確に言えるんです、彼らって。だから見てもらいつつ、そうするにはどうしても無理なところが出てくるので、道路3本作るという計画なんですけれども、どれをやっぴり集中的にやっていくかというのが何かあるような気がするんです。ここはどうしてもある中には、ここはちょっと広げておいてくださいとかというのがあってもいいなというふうに思いました。

あと、本当に来年来るとか再来年来るとか考えちゃうと悩ましくなるんですけども、例えば開進第三小学校の校庭の際のところまで消防車を入れているからこの辺黄色になるとか、そういうことを考えちゃうんです。だからそれも含めて消防署に見てもらおうというのがすごく大事なこともかもしれませんし、場合によっては入ったところにちょっとした転回できる空き地か何かがあったらそこを拠点に消防活動できるというちょっとしたオープンスペースが必要みたいなことがあるかもしれないので、そんなことも聞いてもらえるといいかもしれないです。委員の質問されたように、そういうところにちょうどいい感じの空き家があったら、取りあえず先に潰してもらって消防活動用地だけは確保してもらおうということもできるかもしれないので、僕もプロじゃないんで分からないんですけども、消防署に見てもらおうのがいいかなと思いました。

この拡大図って道路から140mするっと切っただけですよ。だから実際はホースが曲がったりしていくから、もっと駄目なところの消防来ない地域が手前に来ることもあるだろうし、意外と奥に入れるからここから先に来ますよとあるかもしれないので、今回はこれでいいと思うんですけども、現実的なものとしては、消防署に見ていただくのがすごくいいんじゃないかなと思います。都計審に消防署長さんか何かが入っていらっしゃるならお願いしてみてもいいと思います。

○防災まちづくり課長 消防署さんの見解ですと、つまり、消防車が入れる、入れないという話ですと、やはりもっと奥まで入れるというのは実際あると思っています。ですが、今回の消防活動困難区域というのは、入ってさらに横でホースカーとかを転回できたり、実際の消防活動ができるという幅員として6m道路が欲しいと考えていますので、入れるからここは要らない、それだけではないのかなということは考えているところです。

委員からありました活動するためのスペースとか、そういうのが必要なんじゃないかというお話は確かにあると思いますので、そこら辺も含めて消防署の方とも相談しながら進めていきたいと思っています。

○技監 今委員からお話しあった話はそのとおりなんですけれども、これまでの経験で、

なかなか消防署さんってここが危ないですと言わないです。職業柄、少なくとも練馬区内で消火活動できないところなんてありませんということしか言わない。ここはできないから危ないですよなんて言ったら一大事になっちゃうということなんで、ですから実際上はお話はしたいと思うんですけれども、ここは事実としてこの辺が危ないですよねということも教えてもらったとしても、それを根拠に計画を作ったとは絶対言わないでくださいと多分言われちゃう。ですからそれはそれで言えないにしても、消防署さんは、日常的に道路を周っていて、ここは駐車違反が多いところだから、火事があったときはこっちを周らなくちゃいけないだとか、そんなことまで全てチェックをしているらしいので、その辺の情報を本当は全て教えてもらえればいいんですけれども、なかなかすべては教えてもらえないので、その辺も教えてもらいながら今後計画の参考にできればなというふうに思います。ただ、表には絶対出すなと言われちゃうと思います。

○委員 だから力を入れるところを内々で決めるときに、参考情報としてやるということだと思います。すみません、ありがとうございました。

○部会長 ほかに質問、御意見等があればお願いいたします。

○委員 計画そのものはすごくよくできていると思うんです、個別で見ると。でも実際するときに、どんな課題があるのかと何となく考えると、例えば大きな幅が広い道路を作るというようなこともあるし、例えば倒れやすいブロック塀を生け垣にするとか、いろんなレベルのが入ってくるんです、この計画の中に。そのときにやっぱり例えば順序みたいな手順、例えばブロック塀を直して生け垣にしたとしても、そこに実は道路ができることになるとかとなったら無駄になるわけですよ。要は全体の計画というところを、その辺をうまくやっていかなかいと難しいのかなというのを一つ思いました。

それからもう一つ、実際私よく分からないですけれども、住民の方とのコンセンサスを得るといところでいろいろ課題というのが出てくるのかなと思うんですけれども、例えば立ち退きの話とか、一般論でいえば、もちろんこういう計画というのは絶対いいに決まっていると思うんです。ただ、実際住んでいる人が、じゃあ自分の生活がどうなるのかと

というような観点で見たときにいろんな問題が出てきて、そのたびに住民の方とのコンセンサスというかいろんなステップで説明会をしたり、そういうことをやると思うんですけども、その辺というのはどういうふうに解決していくのか、それほど課題ではないということなのか、あるいはもちろん行政の方の財政の問題もありますよね。そういういろんなことを考えたときに、何か課題が実はここには余り出てこないようなところの課題というのがいっぱいあるような印象を受けたんです。だから今回の議題とは余りリンクしていないのかもしれないですけども、ちょっとその辺が素人的に見て気になりました。

○防災まちづくり課長 まず、順序とかをしっかりと考えないと、せっかく安全性が増したのに、その後道路の買収にかかってしまったなどが起こってしまうという点ですけども、それはやはり今回密集住宅市街地整備促進事業を考えていく上で、道路をどこにするかというのは最初に私ども考えていかないと、そういった順番的におかした状態にもなりかねないので、それは最初の方でぜひ考えていきたいと思っています。

次に、どうやって合意とかを取っていくのかというお話ですが、これは時間をかけて一軒一軒合意を取って買収させていただくというやり方で進めていくというのが基本的な考え方です。そういった形で必要な時間をかけて作っていきたいと思っています。

○部会長 ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

○委員 先ほども地域の防災活動というお話もちらっと出たと思うんですけども、いわゆる練馬区で防災会というシステムがありますよね。この辺というのは、実際には防災会に例えば町会とかの単位、マンション単位とかいろいろ20戸、30戸以上でというエントリーできるとかというのがあると思うんですけども、この地域での防災会というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○防災まちづくり課長 先ほどの協議会の方に参加していただいているのが主な防災会ということで、町会にひもづいた防災会というものがちゃんと町会ごとにある形です。

○委員 例えば防災倉庫とか、そういうのも一応はあるわけですね。

○防災まちづくり課長 防災倉庫とかも基本的に防災会に対して配備をしているところで

ありまして、中にはD級ポンプですとかスタンドパイプですとかいろんなものが入っている、そういった形になります。

○委員 あとは消火栓みたいなものもほかの地区と大体平均的な数があるということなんですか、この地区は。

○防災まちづくり課長 消火栓については、結構な数がこの地区の中にも実際に存在しています。問題なく配備されているエリアです。

○部会長 よろしいですか。

ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。

大分時間も進んでまいりましたので、部会として今日出たお話をまとめていこうと思います。委員の皆さんの総論としての意見は、地元の住民の皆さんの理解と協力が何より不可欠なので地域の皆さんに丁寧に説明する必要があるということだと思います。その説明でいくつかの留意すべき点がある。一つはなぜこの地域を選んだのかという理由の説明です。二つ目は、道路の話です。計画の中で考える道路というのが、地域としてみんなで防災性を高めていくということを目指すものであれば、もう少しそのところの道路の役割や位置付けというのを地元の皆さんに分かりやすく説明する形にしたらどうかと思いました。

それから三番目は、ブロック塀の話、四番目は空き家の話、五番目は緑の確保の話。以上の5点程度の留意点を総論の意見に加えて部会の意見としてまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

ではそのような形で意見をまとめたいと思います。

また、大変恐縮ですが、原案については私の方で一任させていただいてよろしいでしょうか。原案ができましたら事務局を通じて各委員の皆さんにお送りして御意見を頂くような形で考えておりますのでよろしいでしょうか。

それでは恐縮ですが、そうさせていただければと思います。長い時間、いろんな御意見ありがとうございました。

本日の案件については全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡があります。

○事務局 本日は皆さんありがとうございました。

事務局から今後の予定について御案内いたします。

本日頂いた御意見を踏まえまして、重点地区まちづくり計画の案について整理をいたします。5月に開催する都市計画審議会に報告をいたしまして、6月から案の縦覧、意見書・公述の申出の受付を行う予定です。順調にいきましたら、8月に開催予定の都市計画審議会の意見聴取を経まして計画を決定していく予定となっております。

続きまして、次回の日程についての御案内なのですが、次回については現在、具体的な日程や案件が定まっておきませんので、改めて御連絡を差し上げまして日程調整をさせていただいて、開催をさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○部会長 それでは、これで本日の部会を終わります。